

## 県立浜山公園看板広告事業参加者募集要項

島根県土木部都市計画課

### 1. 趣旨

この要項は、島根県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び島根県広告取扱基準（以下「取扱基準」という。）に基づき、島根県立浜山公園内の施設に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものです。

### 2. 広告等の範囲

広告の内容は、要綱第4条及び取扱基準第4の規定によるものとします。

### 3. 募集の目的

公共の福祉の増進に資することを目的として設置された島根県立浜山公園は、県民のスポーツ拠点として位置づけられており、子供からお年寄りまで多くの県民に利用されています。そして運動施設としては、陸上競技場、体育館、野球場、テニスコート、球技場などがあり、各種大会が頻繁に行われています。

このように多数の来園者がある浜山公園において、県有施設の有効活用を図る観点から、同公園内に看板広告を掲載する広告主を募集します。

### 4. 広告募集施設の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1)施設名   | 島根県立浜山公園野球場  |
| (2)所在地   | 島根県出雲市大社町北荒木 1868-10 地内  |
| (3)球場の規格 | 両翼 98m、中堅 122m、夜間照明設備、スコアボードあり   |
| (4)収容人数  | 12,000 人   |
| (5)閉場日   | 12月1日から2月28日まで   |
| (6)供用時間  | 午前8時30分から午後9時まで<br>(3月1日から3月14日の期間は午前8時30分から午後5時まで)  |
| (7)利用者数  | 令和6年度実績：27,903人/令和5年度実績：27,715人(観客含む)  |
| (8)主な大会等 | <b>【一般】</b><br>高円宮賜杯全日本軟式野球大会、中四国古希軟式野球大会<br>国民スポーツ大会中国ブロック大会軟式野球競技 等<br><b>【高校】</b><br>全国高校野球選手権大会島根大会、秋季中国地区高校野球大会<br>島根県高校春季、秋季野球大会、島根県高校秋季野球大会<br>中国高校ソフトボール選手権大会 等<br><b>【中学】</b><br>日本少年野球選手権大会山陰支部大会、<br>島根県中学校総合体育大会 等<br><b>【スポ少】</b><br>全山陰学童軟式野球選手権大会県大会、支部予選大会 等 |

## 5. 募集内容等

### (1) 広告掲出場所（「別図」を参照）

- ①区画A 外野ラバーフェンス（フェアゾーン）
- ②区画B 内野ラバーフェンス（ファールゾーン内）
- ③区画C ダッグアウト上部

### (2) 広告掲出期間

令和8年6月～令和9年3月（令和9年4月以降は4月～翌年3月までの1か年）  
1か年（始期は、野球場の改修が終わり、供用開始時から）

許可期限30日前までに掲出中止の申し出がない場合は、自動更新します。

### (3) 募集区画の広告枠・サイズ・広告掲出料

募集区画	区画数	規格（縦×横）	面積	広告掲出料（税込）
区画A 外野ラバーフェンス	6	縦1.5m×横10m	15 m <sup>2</sup>	月額33,000円 (年額297,000円)
区画B 内野ラバーフェンス	10	縦0.8m×横10m	8 m <sup>2</sup>	月額16,000円 (年額144,000円)
区画C ダッグアウト上部	4	縦1m×横5m	5 m <sup>2</sup>	月額8,000円 (年額72,000円)

※広告掲出料(年額)は12月～2月の閉場期間を除いた9ヶ月分の金額

### (4) 広告掲出の仕様

- ①全ての材質については、太陽光や照明光による光の乱反射等によって競技及び周囲に支障をきたす仕上げ等については禁止し、長期間の設置に耐えうる材質で設置してください。また、広告物が球場と調和した形状となるよう配慮してください。
- ②白を基調とした文字で構成し、シール状のもので、直射日光や風雨によって急激に色あせ等が生じないように加工を施すものとしてラバーフェンスに密着させてください。そのほかの施行方法を希望する場合、施設管理者に問合わせください。

## 6. 広告掲出に係る費用負担

以下の費用については、広告主の負担となります。

- (1) 掲出広告の申込、作成及び設置に係る経費
- (2) 掲出広告の維持管理に係る経費
- (3) 現状復帰（契約満了時または契約解除時）に係る経費

## 7. 募集期間及び応募方法

### (1)募集期間

令和8年3月4日（水）から令和8年4月15日（水）

### (2)提出書類

次の書類を各1通ずつ提出してください。

- ①広告掲出申込書（様式1）
- ②団体概要（企業等の場合）
- ③広告原稿案（任意様式）

### (3)提出方法

持参又は郵送により以下の提出先まで提出してください。

#### ①持参する場合

午前8時30分から午後5時の間に以下の提出先まで持参してください。

#### ②郵送の場合

簡易書留郵便等の確実な方法によるものとします。

**【提出先（施設管理者）】**

〒699-0722

島根県出雲市大社町北荒木 1868-10

特定非営利活動法人出雲スポーツ振興 21

## 8. 広告主及び掲出場所の決定

(1)申込のあった広告について、施設管理者による広告掲出の仕様等の確認後、「9. 審査会」に規定する県立浜山公園看板広告掲載審査会を開催し、掲載可否を審査した後、掲出広告主を決定します。募集区画数を超えた場合又は広告を希望する区画番号が重複した場合には、抽選により決定します。

募集区画が未充足の場合、随時、当該区画の広告主を募集するものとします。

掲出中止の申し出等により広告が取り下げられた場合には、都度、該当区画の広告主を募集します。

(2)広告掲出の可否は、県立浜山公園看板広告掲載審査会の結果を受け、施設管理者から、広告掲出可否決定通知書にて通知します。

(3)広告掲出決定後、広告主社会的信用を著しく損なうなど広告主として相応しくないと認められるとき、又は倒産したときは契約を解除します。この場合、既に納入された広告料は返還しないものとします。また、看板等の原状回復等に必要な費用は広告主の負担とします。

## 9. 審査会

- (1) 県立浜山公園看板の可否を審査するため県立浜山公園看板広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設けます。
- (2) 審査会は別表1のと通りの委員長及び委員をもって構成します。
- (3) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理します。
- (4) 審査会は、書面によって行われる会議（以下「書面会議」という。）により開催します。
- (5) 委員長は書面会議の実施に際し、返信期日を指定し、議事に係る資料及び表決書を全委員に送付するものとします。
- (6) 書面会議は、委員の過半数から表決書の返信があった場合に会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとします。
- (7) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとします。
- (8) 委員長は、必要があると認めるときは、8.(4)の規定にかかわらず、委員を招集して行う会議（以下「対面会議」という。）を開催することができるものとします。
- (9) 対面会議の実施に際し、委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるものとします。
- (10) 審査会について定めのない事項は、委員長及び委員の協議により決定するものとします。
- (11) 審査会の事務局は、島根県土木部都市計画課に置くものとします。

## 10. その他

- (1) 許可した掲出内容と相違しているとき、許可条件に違反しているとき、その他不正な行為が認められる場合は、許可を取り消すことができます。この場合、広告主が損害を受けることがあっても施設管理者はその賠償の責を負いません。
- (2) 競技、施設運営上の支障等、特に必要があると認められた場合においては、広告主と協議のうえ、広告物を一時撤去又は遮断する場合があります。

## 11. 問い合わせ先

- (1) 本広告事業全般に関すること  
特定非営利活動法人出雲スポーツ振興 21 施設課（浜山公園）  
電話 (0853) 53-4533 / F A X (0853) 53-4556  
E-mail hamayamakoen@sports21.jp
- (2) 審査会に関すること  
島根県土木部都市計画課（島根県松江市殿町8 県庁南庁舎4階）  
電話 (0852) 22-5210 / F A X (0852) 22-6004  
E-mail toshikei@pref.shimane.lg.jp

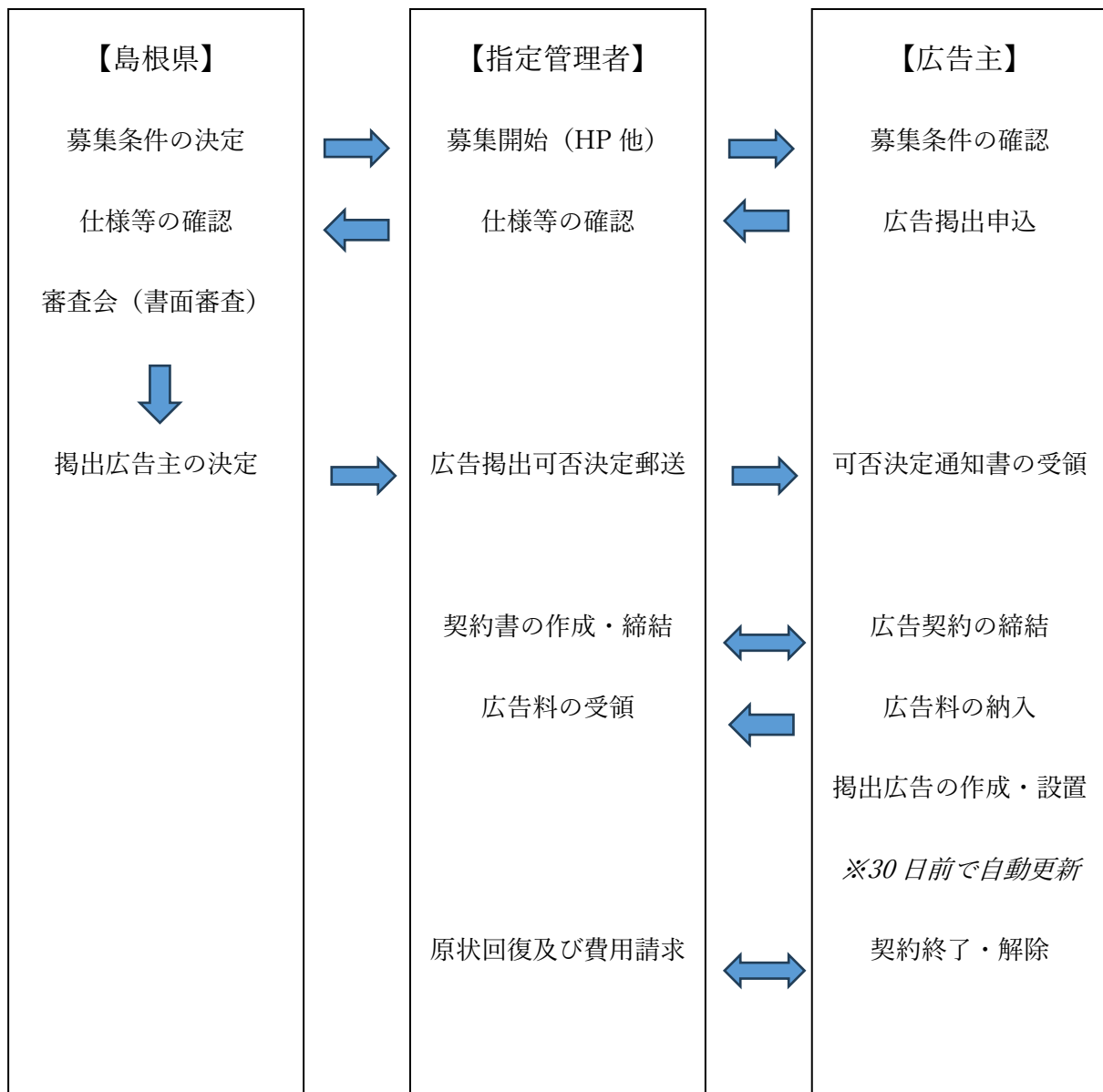
## 附 則

この要綱は、令和8年3月4日から施行する。

別表1 (9. 審査会関係) 県立浜山公園看板広告掲載審査会委員

委員長	土木部 都市計画課長
委員	政策企画局 政策企画監
	環境生活部 環境生活総務課長
	環境生活部 人権同和対策課長
	健康福祉部 青少年家庭課長

(参考：募集のイメージ)



様式1

令和 年 月 日

島根県立浜山公園施設管理者  
特定非営利活動法人  
出雲スポーツ振興21 理事長 様

住 所  
会社・団体名  
代表者名

### 県立浜山公園看板広告掲載申込書

県立浜山公園看板広告事業参加者募集要項の規定に基づき、広告の掲載を申し込みます。

掲載希望施設	
掲載希望期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
掲出希望位置	第1希望：区画 ( ) 番号 ( ) 第2希望：区画 ( ) 番号 ( ) 第3希望：区画 ( ) 番号 ( )
申込者連絡先	担当者
	電話番号
	FAX番号
	E-mail
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体概要が分かる資料（企業等の場合） <input type="checkbox"/> 広告原稿案（任意様式）
備考	※広告掲出決定後のキャンセルは受付いたしません。